

大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の 活用に関するガイドライン

平成30年3月30日

1. はじめに

(目的)

本ガイドラインは、「平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度 ―国立大学協会の基本方針―」（以下、「基本方針」）1.（1）.④の規定に基づき、大学入学共通テスト（以下、「新テスト」）の枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語・数学）の活用に関する国立大学共通の指針を定めることを目的とする。

2. 英語認定試験

(基本方針)

新テストの枠組みにおいて、センターが認定した民間の資格・検定試験（以下、「認定試験」）を活用することが有効であるが、十分な検証を行いつつ、その実施・定着を図っていくことが必要であることから、国立大学としては、新テストの枠組みにおける5教科7科目の位置づけとして認定試験を「一般選抜」の全受験生に課すとともに、平成35年度までは、センターの新テストにおいて実施される英語試験を併せて課すこととし、それらの結果を入学者選抜に活用する。

なお、国立大学協会としては、平成36年度以降に向けて、認定試験の実施・定着状況とともに入学者選抜機能としての実効性などを十分に検証しつつ、大学入学者選抜における英語4技能評価の在り方について、引き続き検討する。

(対象とする認定試験)

国立大学としては、受験生の受験機会の公平性を保証する観点から、センターが認定した全ての資格・検定試験を対象とする。

(認定試験結果の活用)

新テストの枠組みにおける認定試験結果の活用については、各大学・学部等の方針に基づき、次の方法のいずれか、または双方を組み合わせて活用することを基本とする。

- ① 一定水準以上の認定試験の結果を出願資格とする。
- ② CEFRによる対照表に基づき、新テストの英語試験の得点に加点する。

CEFR による対照表に基づき加点する点数等の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定めることとする。

但し、①の方法を採用する場合には、他の教科・科目との関連性も踏まえ、受験生の受験機会の確保について十分に配慮するものとする。また、②の方法を採用する場合には、英語 4 技能の総合的な評価を重視するというこのたびの改革の趣旨を踏まえつつ、制度の大幅な変更による受験生や高等学校教育への影響を鑑み、英語全体に占める認定試験の比重については適切なものとなるよう十分に考慮するものとする。

各大学・学部等は、以上のような認定試験の具体的な活用方法等について、予め募集要項等において受験生に対し明示する。

なお、CEFR による対照表に基づき加点等を行う具体的な方法の例や障害等のある受験生への配慮に関する事項については別途示す。

注) 本ガイドラインは、新テストの枠組みにおける英語の学力評価に関するものであり、個別試験における英語 4 技能評価及び英語の資格・検定試験の活用の取扱いについては、各大学・学部等の判断に委ねられる

3. 新テストの記述式問題

(基本方針)

国立大学としては、新テストの 5 教科 7 科目を課す原則の下、記述式問題を含む国語及び数学を、「一般選抜」の全受験生に課すこととする。

(国語の記述式試験結果の活用)

国語の記述式の段階別成績表示については、その結果を点数化しマークシート式の得点に加点して活用することを基本とする。

段階別成績表示に基づき加点する点数等の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定めることとする。

各大学・学部等は、以上のような記述式問題の具体的な活用方法等について、予め募集要項等において受験生に対し明示する。

なお、記述式の段階別成績表示に基づき加点等を行う具体的な方法の例については別途示す。

(数学の記述式試験結果の活用)

数学の記述式の段階別成績表示については、正誤のみの判定であること、及び大問の中でマークシート式問題と一体で出題され記述式問題にも配点がなされることから、従来のマークシート式と同様の取扱いとする。

以 上